

情報公開法見直しに向けての意見（決定期間）

大阪府在住の自治体職員です。私は、地方自治体と出向先の公団で情報公開制度の運用に携わった経験から、決定期間の定めに関連して、2点の意見を申し述べます。

1 決定期間の原則は、15日間とすべきです。

情報を早く知りたいという請求者側の要請と情報は一旦公開されてしまうと取り返しがつかないことから請求に係る情報の内容を十分に把握し慎重な判断をしなければならないという実施機関側の要請を適切に調整するのが、決定期間の定め目的です。そういう意味で、現行法が30日間を原則としているのは中途半端だと考えています。

なぜなら、情報公開法においては、決定期間の原則を30日間としているのに対し、地方自治体では15日としているところが多いのですが、実際に、自治体で15日間原則、公団で30日間原則による実務を経験したところからすると、請求があって速やかに決定に向けた検討に着手するならば、通常の請求については、第三者に対する意見照会を要する場合を除けば、15日あれば十分という実感をもっているからです。30日間原則でも、早く処理できるものは、1週間なり15日で処理すれば良いのですが、実際は15日でできる調整を間延びして行うだけになりがちだと思います。事務の効率という観点から見ても、比較的多くの請求を受ける所属で二つの公開請求が15日を受けた場合を想定すると、一つずつ15日間で処理していくのと、二つの請求の処理を並行してそれぞれ30日間かけて処理するのでは、前者のやり方のほうが集中して検討が行える分検討の効率も精度も上がると思います。情報公開法施行4年を経た時点では、制度の基本について業務担当課の職員に理解させる時間も少なくなっているはずですから、国においても、是非15日原則を採用していただきたいと思います。

なお、延長後の最長決定期間については、決定期間の特例の規定は極力適用しないよう努力することを前提にすれば、現行の60日間で妥当だと思いますが、専ら第三者に対する意見照会のためだけに決定期間を延長する場合は、30日間で十分だと考えますので、そのような制限規定を付加するのも、一策かと思います。

2 期間の計算を勤務日単位で行うべきです。

決定期間中に祝日などが入ると、検討のための時間が実質的に短くなり、そのために担当者が残業したり、休日出勤をするという事態になるおそれがあります。とりわけ、ゴールデンウィークや年末年始が含まれる場合は、そのためだけに、期間延長をしなければならなかったり、期間延長で対応可能な事案について決定期間の特例を適用しなければならなかったりすることもあると思います。

こうした問題点は、1で提案させていただいた15日間原則を採用した場合には、より顕著になりますし、今後、公開請求の受付が窓口受付から毎日24時間のインターネット受付に比重を移していくことが想定されることからしても、対策を講じておく必要があると思います。

私は、こうした問題点への対応策として、アメリカ等で採用されている、勤務日単位による決定期間の定めを採用し、決定期間の原則は15日→10勤務日、延長後の最長決定期間は60日→40勤務日という定めにすることを提案したいと思います。